

【韓国】第20代国会の国会改革—「特権放棄」への取組—

海外立法情報課 藤原 夏人

* 国会議員の「特権放棄」を含む国会改革を推進するため、「国会法」を始めとする複数の改正法案が、2016年12月1日及び2017年3月2日の国会本会議で可決された。

1 背景と経緯

近年、韓国国会では、国会運営の効率化や国会審議の充実等のための国会改革の議論が継続している。第20代国会（2016年5月～2020年5月）では、国会改革等を議論する「政治発展特別委員会」が2016年7月に設置され、議論が行われてきた。

また、最近、マスメディアや市民団体が、国会議員が有する様々な権利を「特権」として批判し、「特権放棄」を求める世論の圧力が高まっていたことから、2016年7月18日、丁世均（チョン・セギョン）国会議長（以下「議長」）により、議長直属の諮問機関「国会議員特権放棄推進委員会」が設置された。同推進委員会は同年10月17日、活動結果報告を通じ、不逮捕特権等に係る問題点の是正等について、議長に提言を行った。

両委員会での議論は、第20代国会の国会改革関連法案の審議にも反映され、2016年12月1日に「国会法」、「国会における証言・鑑定等に関する法律」、「国政監査及び国政調査に関する法律」及び「民防衛基本法」、2017年3月2日に「国会議員手当等に関する法律」及び「国会における証言・鑑定等に関する法律」の各改正法案が国会本会議で可決された。

2 各改正法の主な内容

(1) 8月の臨時会招集（国会法第5条の2）（12月1日）

従前の国会法では、原則として、定期会（会期100日）を9月1日に、臨時会（会期30日）を2月、4月、6月の各月1日に招集することが規定されていたが、国会を事実上通年化して審議時間を確保するため、8月16～31日にも臨時会を開くことが明文化された。

(2) 不逮捕特権に係る改正（国会法第26条）（12月1日）

国会議員が現行犯を除き国会会期中に逮捕されない不逮捕特権は、憲法第44条に定められた権利であるのみならず、政府が逮捕同意案を提出した場合であっても、従前の国会法においては、逮捕同意案が本会議報告後24時間後から72時間以内に表決されないときは、事実上、廃案扱いとなっていた。法改正により、逮捕同意案が72時間以内に本会議で表決されないときは、その次に開かれる本会議で表決する規定が新設された。

(3) 憲法裁判所の違憲決定への国会の対応の明文化（国会法第58条の2）（12月1日）

従前の国会法には、憲法裁判所で違憲決定が出された場合の国会の対応が明文化されていなかった。今回の法改正により、法律の制定又は改正に係る決定が出たときは、①憲法裁判所は決定書の謄本を国会に送付すること、②議長は当該謄本を所管委員会及び関連委員会に送付すること、③送付を受けた委員会の委員長は、当該決定を検討し、法律の制定又は改正が必要と判断したときは、それらの委員会で審査させることが規定された。

(4) 請願制度に係る改正（国会法第 59 条の 2 及び第 125 条）（12 月 1 日）

請願に対する国会の対応について、①原則として請願が所管委員会に付託された日から 30 日が経過したときは、その後最初に開かれる委員会の審議日程に上がったものとみなすこと、②必要に応じて請願人等から意見を聴取できること、③所管委員会の審査結果を議長に報告すること（原則、付託から 90 日以内）等の規定が新設された。

(5) 証人に係る改正（国会における証言・鑑定等に関する法律第 5 条及び第 12～13 条）

従来、証人の出席要求の理由等に不明確な点があったため、議員又は委員が証人等の出席要求を議長又は委員長に申請するときは、申請理由や、案件の審議、国政調査又は国政監査（後述）との関連性等を記載した申請書の提出が義務付けられた（12 月 1 日）。

他方、証人出席要求制度の実効性を確保するため、証人が故意に出席要求書又は同行命令書の受領を回避する行為を、それぞれ「不出席等の罪」（3 年以下の懲役又は 1 千万ウォン（1 ウォンは約 0.1 円 平成 29 年 4 月分報告省令レート）以上 3 千万ウォン以下の罰金）又は「国会侮辱の罪」（5 年以下の懲役）として処罰する規定が新設された（3 月 2 日）。

(6) 国政監査の証人に係る改正（国政監査及び国政調査に関する法律第 15 条）（12 月 1 日）

国会は、国政全般を集中的に監査する国政監査を毎年実施しており、常任委員会ごとに関係者からの意見聴取等が行われる。従来、国政監査においては、大量の証人を出席させながら、ほとんど発言機会を与えない場合も少なくなく、準備に追われる被監査機関の過重な負担等が問題となっていた。国政監査における無分別な証人出席要求を防ぐため、前述(5)の申請書に係る改正に加えて、各委員会が議長に提出する国政監査・調査の結果報告書に、証人採択の状況及び証人からの意見聴取の結果を含めることが義務付けられた。

(7) 兼職議員の歳費削減（国会議員手当等に関する法律第 5 条）（3 月 2 日）

他の公務員（長官等）を兼職する国会議員の立法活動費等を支払わないこととなった。

(8) 議員秘書近親者採用制限（国会議員手当等に関する法律第 9 条の 2～4）（3 月 2 日）

国会議員の配偶者及び 4 親等以内の血族・姻族の公費による秘書採用が禁止された（当該議員が障害者の場合を除く。）。採用が認められる親族（5～8 親等の血族等）であっても国会事務総長への届出が義務付けられ、届出内容はホームページ等により公開される。

(9) 民防衛隊への編入（民防衛基本法第 18 条）（12 月 1 日）

これまで国会議員等は、民防衛隊（20～40 歳の韓国人男性により組織される、災害や有事に備えた民間防衛組織）への編入が免除されていたが、法改正により免除規定が削除された。今後は民防衛隊に編入され、隊員に対する教育訓練を受けなければならない。

参考文献（インターネット情報は 2017 年 4 月 18 日現在である。）

- ・「[2004001] 국회법 일부개정법률안(대안)(국회운영위원장)」 <http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_X116V1E1Z2Y3N1K6J4U2A0Y7N4K4E6>
- ・「[2003998] 국회에서의 증언·감정 등에 관한 법률 일부개정법률안(국회운영위원장)」 <http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_R116A1N1B2R3X1C8Y0T3V1E3L6P3N7>
- ・「[2004000] 국정감사 및 조사에 관한 법률 일부개정법률안(국회운영위원장)」 <http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_X1U6L1H1S2Q3C1K6G4A311L7D6J6C7>
- ・「[2003825] 민방위기본법 일부개정법률안(대안)(안전행정위원장)」 <http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_L1Y6G1P1B1G0L1Q7V2G8B0Q512G8Q5>
- ・「[2005889] 국회의원수당 등에 관한 법률 일부개정법률안(대안)(국회운영위원장)」 <http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_G1E7J0D2O2K2M1S0U0E0G2O7C6G1Q4>
- ・「[2005917] 국회에서의 증언·감정 등에 관한 법률 일부개정법률안(대안)(국회운영위원장)」 <http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_B1Q7Z0Z2H2J2Q0S9N5C6F2F3P3S8F3>